

# 宇都宮市初回産科受診料支援事業

宇都宮市では、低所得者世帯に属する方が、妊娠判定検査のために医療機関を受診した費用（初回産科受診料）の一部を助成します。

## 対象者

妊娠判定のため医療機関を受診した時点で、宇都宮市に住民票があり、住民税非課税世帯または生活保護受給世帯に属する方で(5月31日までに受診した場合は前々年所得, 6月1日以降に受診した場合は前年所得で判定), なおかつ以下の要件すべてに同意できる方

要件①: 所得判定のため、世帯の課税状況について確認することに同意できる方

要件②: 妊婦健康診査の受診医療機関等の関係機関と宇都宮市が、必要に応じて、支援に必要な情報(妊婦健診受診状況や家庭の状況等を含む)を共有することに同意できる方

## 助成対象費用

妊娠判定に要する診察・尿検査・医師が必要と判断した超音波検査の診察料の費用

## 助成額・助成回数

1回の受診につき10,000円を上限額として1年度内で2回まで

ただし、実際に支払った妊娠判定検査費用と上限額を比較して、低い金額が助成額となります。

## 申請方法・申請期間

申請窓口下記のものをご持参ください。ただし※の方はご注意ください。

- ① 妊娠判定に要した受診費用の領収書及び明細書(氏名・診療年月日・医療機関名等が記載されたもの)の原本またはコピー ② 金融機関の口座の分かるもの(通帳やキャッシュカード等)

※1月1日時点で宇都宮市以外に住民登録があった方は、課税状況が確認できる証明書が必要です。また宇都宮市以外から生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書が必要となります。なお、未申告の方は、収入申告が必要となります。

受診された日から1年以内にご申請ください。

申

請

窓

口



●宇都宮市子ども支援課

028-632-2388

●平石地区市民センター

028-661-2369

●姿川地区市民センター

028-645-4535

●宇都宮市保健センター

028-627-6666

●富屋地区市民センター

028-665-3698

●河内地区市民センター

028-671-3205